

令和7年度以降の「福祉医療制度の助成について（届出）」の取り扱いについて

1 令和7年度からの変更点

県内市町村から乳幼児・小中高生に対する助成を受けている場合は、福利課への届出が不要となります。ただし、その他の助成はこれまでどおり届出が必要です。

届出が必要な助成	届出が不要な助成
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の児童に対する助成 ・高齢身体障害者に対する助成 ・重度心身障害（児）者（身体・知的）に対する助成 ・重度心身障害（児）者（精神）に対する助成 ・県外市区町村からの助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村からの乳幼児・小中高生に対する助成

2 届出の時期等

組合員や被扶養者が次に該当する場合に届け出てください。

(1) 新たに受給者証を取得、または更新される場合

受給者証が交付され次第、すみやかに届け出てください。

8月1日に更新される場合の提出期限は、更新時期が近づきましたら通知します。

(2) 新たに組合員資格を取得した者や、被扶養者として認定された者が福祉医療制度の助成を受けている場合

資格取得や扶養認定の際に届け出てください。

(3) 有効期間の途中で適用外になった場合

市区町村からの通知文書等が届きましたら、すみやかに届け出てください。

3 提出書類

- ・「福祉医療制度の助成について（届出）」
- ・受給者証の写し

(有効期間の途中で適用外になった場合は市区町村からの通知文書等の写し)